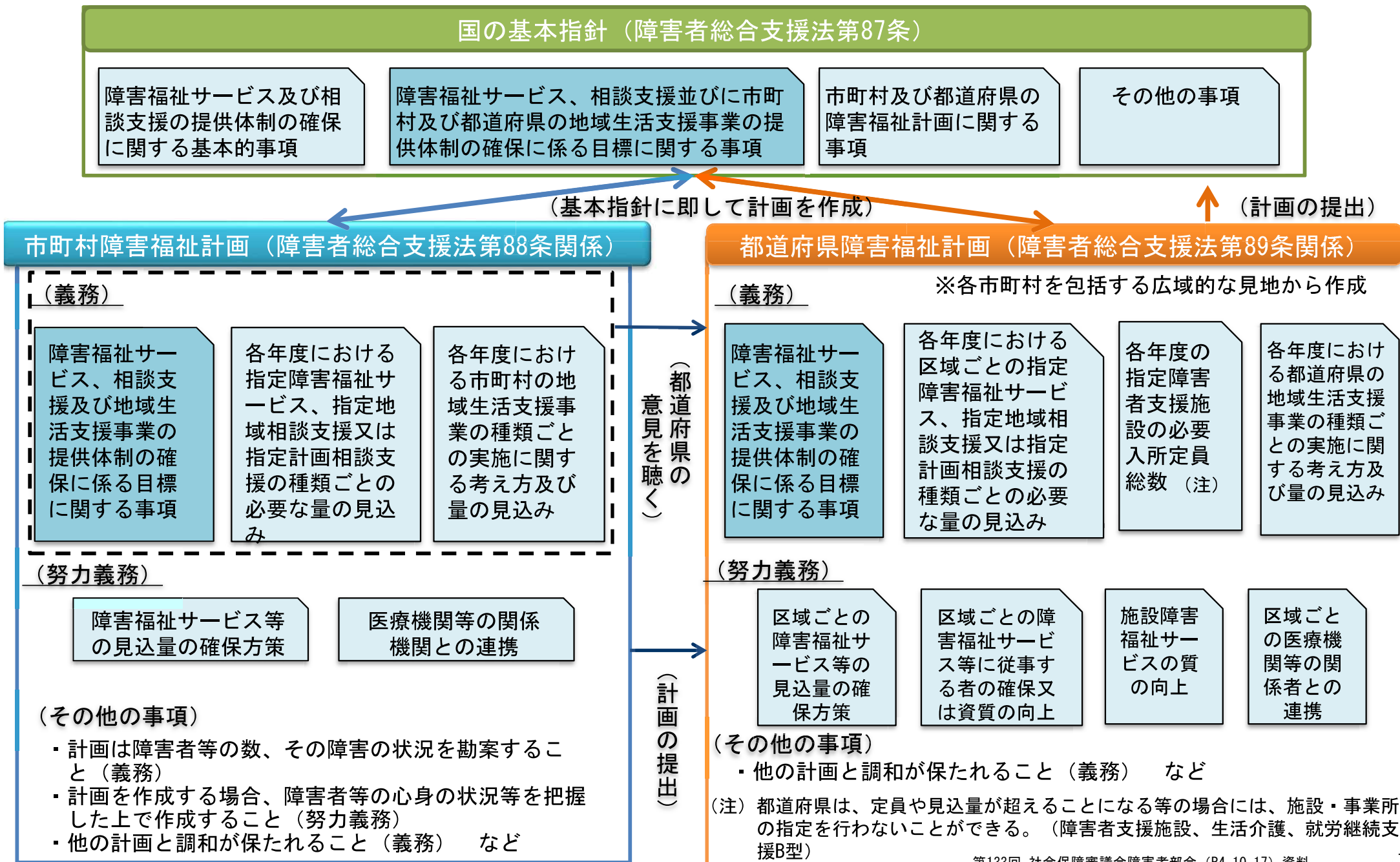


参考資料

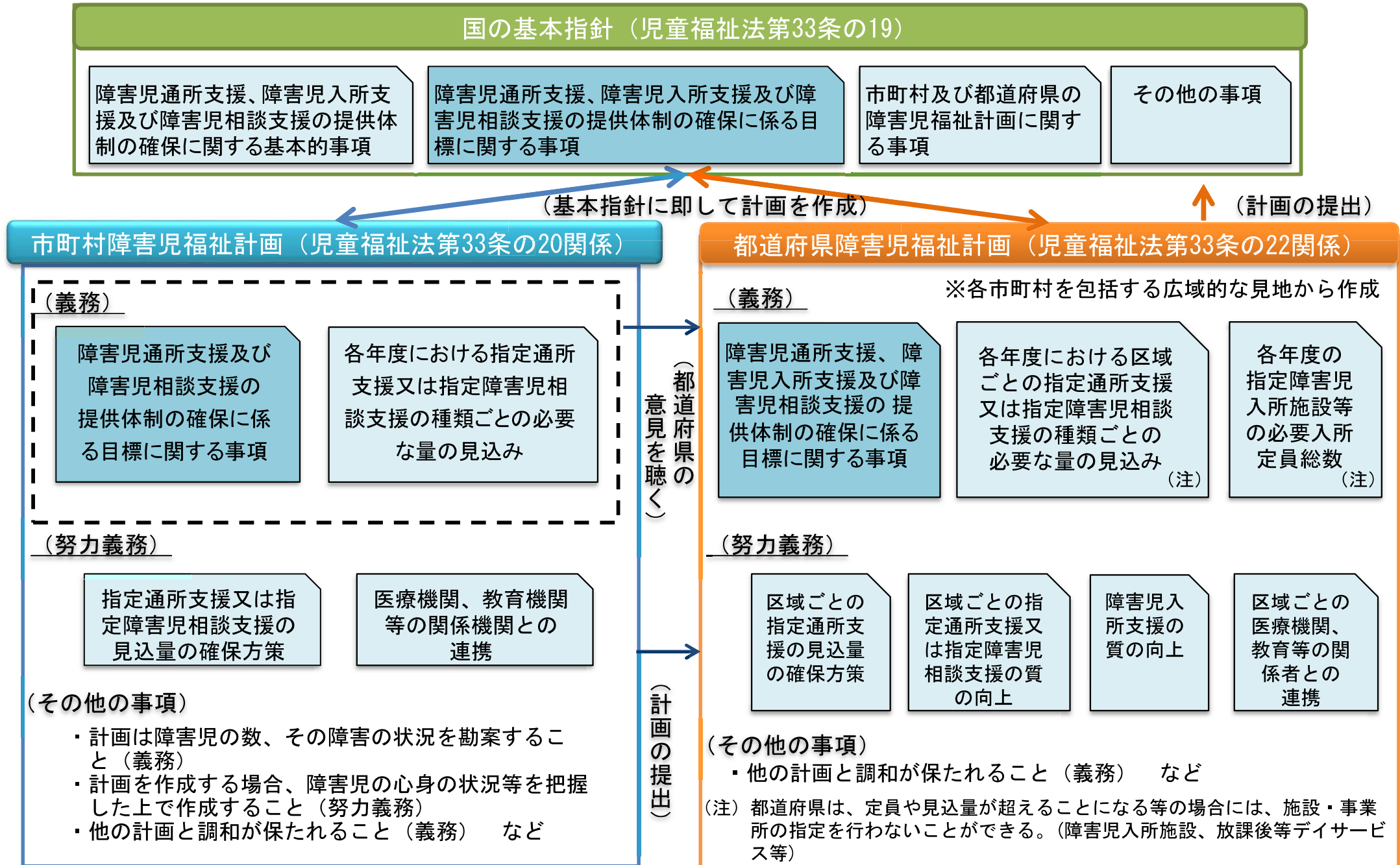
議題 2

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)の
進捗状況について

(参考) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



(参考) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造



(参考)基本指針の策定スケジュール

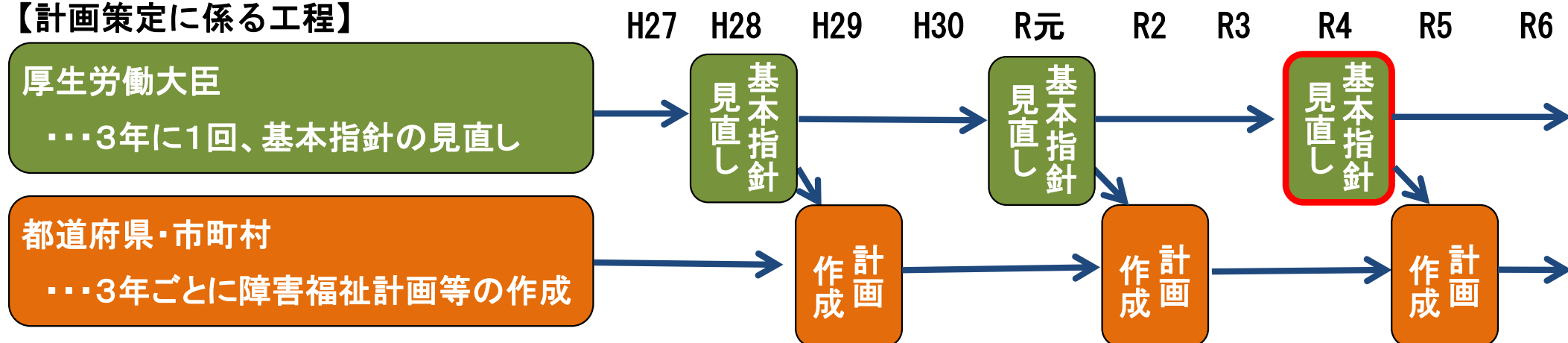
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



(参考) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定

成果目標を踏まえ
て、サービス見込量
等を設定

障害福祉サービスの
実施等により成果目
標の達成を目指す。

目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

(参考) 大分県障がい福祉計画等の策定における協議会等の意見の聴取

大分県自立支援協議会

附属機関
に準ずる
機関

設置根拠【障害者総合支援法】

(協議会の設置)
第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

大分県自立支援協議会設置要綱

(所掌事務)
第2条 県協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
一 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと。
二 法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと。
三 専門的分野における障がい者等に対する支援方針に関し、情報及び知識を共有するとともに、普及啓発を行うこと。
四 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと。
五 大分県障がい福祉計画を定め、又は変更するにあたって意見を述べること。
六 第一号から前号までに掲げるもののほか、障がい者等への相談支援に関し必要な事項

障害者総合支援法

(都道府県障害福祉計画) 第89条
7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

児童福祉法

(障害児福祉計画) 第33条の22
⑥ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。



障がい福祉計画

障がい児福祉計画



障害者総合支援法

(都道府県障害福祉計画) 第89条
8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

児童福祉法

(障害児福祉計画) 第33条の22
⑦ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

大分県障害者施策推進協議会

附属機関
(地方自治法
第138条の4
第3項)

設置根拠【障害者基本法】

(都道府県等における合議制の機関)
第36条 都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、**審議会その他の合議制の機関を置く。**

大分県障害者施策推進協議会条例

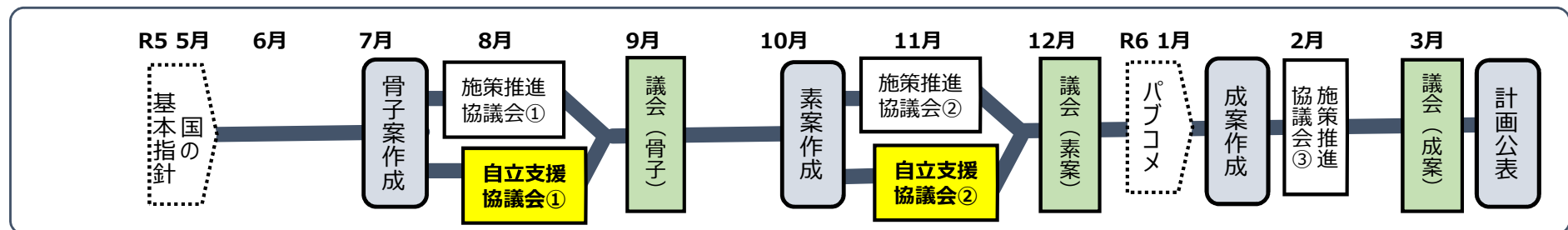
(所掌事務)
第3条 協議会は、法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う(略)。
【障害者基本法第36条第1項で規定する事務】
一 **都道府県障害者計画**に関し、第11条第5項に規定する事項を処理すること。
二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(参考) 大分県障がい福祉計画等の位置づけと策定スケジュール

【障がい関連計画の策定スケジュール】

計画名	位置づけ等	2017 H29	2018 H30	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
大分県障がい者計画 以下の3計画を統合した計画として策定	本県において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方針などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に進めていくための基本方針等を示すもの。			5年間						(第2期) : 6年間				
・大分県障がい者基本計画	障害者基本法第11条に基づき都道府県が定める総合的な施策方針。 5年ごとに内閣府が出す障害者基本計画を参考とし、都道府県の実情に応じた内容で策定。			(第5期) : 5年間						(第6期) : 6年間				
・大分県障がい福祉計画	障害者総合支援法第89条に基づく、障がい福祉サービスの提供体制確保を目的とした実施計画。 3年ごとに厚生労働省が示す指針に基づき目標値を設定。			(第5期)		(第6期)		(第7期)		(第8期)				
		厚生労働省指針	指針に基づき目標設定	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針
・大分県障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の22に基づく、障がい児への福祉サービスの提供体制確保を目的とした実施計画。 3年ごとに厚生労働省が示す指針に基づき目標値を設定。			(第1期)		(第2期)		(第3期)		(第4期)				
		厚生労働省指針	指針に基づき目標設定	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針	厚生労働省指針

【障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）のおおよその策定スケジュール】



第1章 計画の趣旨等

- 1 趣旨：障害福祉サービスの提供体制の確保等を図るための実施計画
- 2 根拠：障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22
- 3 期間：令和3年度～令和5年度(3年間)

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (1)障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進 | (4)地域共生社会の実現 |
| (2)障害福祉サービス提供基盤の整備 | (5)アルコール等の依存症対策の推進 |
| (3)障がい者の地生活移行等への支援 | (6)障がい者スポーツ・芸術文化活動の振興と社会参加の促進 |

【成果目標】

- ①福祉施設からの地域生活移行(地域生活移行者数、施設入所者数)
【目標】R5年度末 地域生活移行者数115人、施設入所者数1,871人
- ②精神科病院からの地域生活移行(入院後3、6ヶ月、1年時点の退院率)
【目標】R5年度 3ヶ月69% 6ヶ月86% 1年92%
- ③精神科病院における1年以上の長期入院患者数
【目標】R5年度(65歳以上)1,852人 (65歳未満)710人 ほか

2 障がい者の就労支援

- (1)障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実
- (2)障がい者の工賃向上のための支援の充実

【成果目標】

- ①障がい者雇用率の全国順位 【目標】令和5年度 1位
- ②福祉施設から一般就労への移行者数 【目標】令和5年度 202人 ほか

第4章 障がいのある子どもと家庭への支援【第2期障がい児福祉計画】

1 障がいのある子どもへの支援 ～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

(1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

- ・乳幼児期、就学期、地域における支援体制の整備

(2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援

- ・発達障がい児 ・重症心身障がい児 ・医療的ケア児 ・聴覚障がい児 ・強度行動障がいのある子ども
- ・虐待を受けた障がい児

2 障がいのある子どもの家庭への支援

- ・家族の負担軽減と子どもの多様な体験と余暇活動の充実
- ・家族の気持ちに寄り添った支援
- ・相談支援従事者の支援技術の向上

【成果目標】

- ① 児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数 【目標】R5年度まで 197人
- ② ペアレントプログラムの受講者数 【目標】R5年度まで 607人
- ③ 医療的ケア児等に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置 【目標】R5年度まで 18市町村

第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

第6章 計画の推進に向けて

関係行政機関、学識経験者、障がい者団体等で構成される「大分県障害者施策推進協議会」等に報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的推進を図る。